

「投票で あなたがつくる 明日の岐阜」

## 岐阜県議会議員選挙は

4月13日(日)が投票日です

## ①選挙の期日など

- ◇告示日 4月4日(金)
- ◇投票日 4月13日(日)  
午前7時～午後8時

## ③投票できる人

- ◇日本国籍のある人
- ◇投票日(4月13日)に満20歳以上の  
人(昭和58年4月14日以前に生ま  
れた人)

## ②立候補者の届出および受付

- ◇とき 4月4日(金)  
午前8時30分～午後5時

- ◇3カ月以上引き続き市内に住所の  
ある人(平成15年1月3日以前に  
転入届を出した人)

- ◇ところ  
市役所本庁舎2階第1会議室

- ※4月4日(金)以降に市内で転居さ  
れた人は、転居前の投票所で投票  
してください。
- ※選挙人名簿に登録されている人で  
も、県外へ転出された人は、投票で  
きません。

## ④県内他市町村へ転出された人

市の選挙人名簿に登録され、平成14年12月13日以降に県内の他市町村へ転出された人で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、次のいずれかの方法で投票することができます。



- ①投票日に美濃加茂市で投票する。
- ②美濃加茂市で不在者投票をする。
- ③市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、新住所地で不在者投票をする。

※いずれの場合も、新住所地の市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要  
です。  
※投票をする前に、新住所地の市役所または町村役場の住民担当課でこの証明書を交付してもらう必要があります。

## ⑤県内他市町村から転入された人

※美濃加茂市から転出後、さらに県内の他市町村へ転出された人は、投票できません。  
※新住所地の選挙人名簿に登録された人(平成15年1月3日までに転入届を出された人)は、新住所地で投票することになります。投票される前に美濃加茂市または新住所地の選挙管理委員会にお尋ねください。

平成15年1月4日以降に他市町村から美濃加茂市へ転入された人は、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。  
前住所地の選挙管理委員会へ確認してください。前住所地で登録されている人は、次のいずれかの方法で投票することができます。

- ①投票日に前住所地の投票所で投票  
します。

